



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*47 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課) 1

○ 告示

828 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) 2

829 平成23年度クリーニング師試験の実施 (食品・生活衛生課) 2

830 救急病院の認定 (医務課) 3

831 保安林の指定 (森林整備課) 4

832 " (") 4

833 " (") 4

834 " (") 5

835 " (") 5

836 採石業務管理者試験の実施 (砂防課) 6

837 道路の位置の指定 (都市政策課) 7

838 " (") 7

○ 公告

軽油引取税免税証の無効 (税務課) 8

" (") 8

規 則

和歌山県規則第47号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第6条の表農林水産部の部森林・林業局の款全国植樹祭推進課の項中「総務企画班 式典班 施設・植樹班 行幸啓班」を「総務企画班 施設・植樹班」に改める。

第25条全国植樹祭推進課の項を次のように改める。

全国植樹祭推進課

全国植樹祭推進課は、第62回全国植樹祭の開催を契機として醸成された緑化意識の継承と普及を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 第62回全国植樹祭記念誌及び行幸啓記念誌の作成に関すること。
- (2) お手植え樹定植地の整備等に関すること。
- (3) 地域植樹に関すること。
- (4) その他任務の達成に必要なこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の表農林水産部の部森林・林業局の款全国植樹祭

推進課の項の改正規定は、平成23年8月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第828号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成23年7月19日指定した。

平成23年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	BLACK BOX 8月号	17843-8	三英出版
月 刊 誌	実話ナックルズ 8月号	04877-8	ミリオン出版
月 刊 誌	実話マッドマックス 8月号	15279-08	コアマガジン
月 刊 誌	サーカス・マックス 8月号	04099-08	KKベストセラーズ
月 刊 誌	黄金のGT 8月号	12259-08	晋遊舎
月 刊 誌	漫画実話ナックルズ 8月号	18421-8	ミリオン出版
月 刊 誌	関西まんぞく 8月号	02203-08	シーズ情報出版
月 刊 誌	実話ドキュメント 8月号	05267-8	竹書房
雑 誌	弾丸Dash vol.5	02060-08	晋遊舎
雑 誌	ナックルズデラックスアングラー vol.03	68463-71	ミリオン出版
雑 誌	エキサイター vol.62	11957-07	インターナショナル・ラグジュアリー・メディア
雑 誌	実話裏歴史SPECIAL VOL.6	68463-72	ミリオン出版
雑 誌	金のEX G.T.R. VOL.12	68463-83	大洋図書
雑 誌	ナイスルッキングタトゥープラザ	68299-13	KMエージェンシー
コミック	アヤ 8月号	18815-08	宙出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第829号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成23年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成23年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時

平成23年11月4日（金）午前10時20分から

2 試験場所

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）

3 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗たく物の処理に関する技能

4 受験願書の提出期間

平成23年10月3日（月）から同月11日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、平成23年10月11日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 受験願書の提出先

県内居住者は居住地を所管する保健所（新宮保健所串本支所を含む。）に、県外居住者は和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課に提出すること。

6 試験手数料

7,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

7 合格発表

平成23年11月21日（月）午前10時に県庁北別館に合格者の受験番号を掲示するとともに合否について受験者に郵送で通知する。また、和歌山県ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>）においても発表する。

8 得点の情報提供

個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り情報提供する。

(1) 期間

平成23年11月21日（月）から同年12月12日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前10時から午後5時まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所（新宮保健所串本支所を含む。）

(3) 持参するもの

次に掲げるものを持参すること。

- ア 受験票又は合格証書
- イ 運転免許証等本人であることを証明する書類

9 その他

(1) 受験願書の用紙は、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所（新宮保健所串本支所を含む。）において配付する。また、和歌山県ホームページの「申請書ダウンロード」から印刷することもできる。

(2) 試験についての問い合わせは、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課（電話番号 073-441-2626）又は各保健所（新宮保健所串本支所を含む。）に行うこと。

和歌山県告示第830号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 向陽病院

- 2 所在地 和歌山市津秦40番地
- 3 有効期限 平成26年7月6日

和歌山県告示第831号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市上秋津字下左向91の6（次の図に示す部分に限る。）、91の222、91の224、91の359
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下左向91の6、91の222・91の224（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、91の359
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第832号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡串本町上田原字大郷2369、2371
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第833号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡串本町鬮野川字寄地593、594の1から594の3まで、595、596の1、597
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第834号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字天満字西ノ坪1451の11、1451の12、1459の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西ノ坪1451の12
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第835号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字西中野川字上之久保301
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上之久保301(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第836号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の第13項の規定により第40回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成23年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成23年10月14日（金）午前10時から正午まで

(2) 場所

和歌山市茶屋ノ丁一丁目2番地1

和歌山県自治会館 304会議室

2 試験科目及び出題範囲

(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

3 受験手続等

(1) 申込用紙の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成23年8月1日（月）から同年9月13日（火）までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 配布場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

海草振興局建設部管理課

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

各振興局建設部用地・管理課（海草振興局建設部、東牟婁振興局串本建設部を除く。）

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験票（返信用50円切手を貼り付けること。）

ウ 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(3) 受験手数料

8,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

(4) 提出方法

受付期間内に簡易書留郵便により郵送すること。

なお、受付は郵送のみとし、持参、ファクシミリ及びインターネット等による受付は行わない。

(5) 受付期間

平成23年9月5日 (月) から同月14日 (水) まで。
 なお、受付期間中の消印があるものは受け付ける。

(6) 提出先

〒640-8585
 和歌山市小松原通一丁目1番地
 和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

4 合格者の発表等

(1) 合格発表日

平成23年10月28日 (金)

(2) 発表の方法

- ア 合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に合格者の受験番号を掲示する。
- イ 受験者に対し郵送により合否を通知する。

5 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で総合得点を開示請求することができる。

開示を希望する人は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に請求すること。

開示の期間は、合格発表日から1月間（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とする。

6 問い合わせ先

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課
 海草振興局建設部管理課
 東牟婁振興局串本建設部総務管理課
 各振興局建設部用地・管理課（海草振興局建設部、東牟婁振興局串本建設部を除く。）

和歌山県告示第837号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
 平成23年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3133	伊都郡かつらぎ町大字笠田 東字前田415番1の一部	奈良県五條市田園二丁目2 番の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 23. 7. 21	5.00	33.27
				5.00	34.71

和歌山県告示第838号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
 平成23年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所	指定年月日	道 路	
				幅 員	延 長

		氏 名		メートル	メートル
3144	有田郡有田川町大字天満字 文字坊町360番2、361番3、 362番3	有田郡有田川町大字天満71 8番地 木下博規	平成 23. 7. 21	6. 00	50. 50

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成23年7月6日以降無効とする。

平成23年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 号 番 号	枚数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
20リットル券	船舶	1135298 1135299	2枚	平成23年2月1日から 平成23年7月31日まで	和歌山県税事務所	平成23年7月6日
20リットル券	船舶	1146473	1枚	平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで	和歌山県税事務所	平成23年7月6日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成23年7月12日以降無効とする。

平成23年7月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 号 番 号	枚数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
1リットル券	船舶	1150543	1枚	平成23年4月15日から 平成23年7月14日まで	和歌山県税事務所	平成23年7月12日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。